

# 分譲マンションの管理規約整備費用の補助手続きについて

## (熊本市分譲マンション管理規約整備支援事業)

### 1. 事業の目的と概要

(目的)

分譲マンションで安心して住み続けるためには、マンションの適正な管理運営を継続して行くことが大切です。今回の事業は、区分所有者(マンション所有者)の方々に意見を申し出て協議を行なっていただき、共同生活のルールである管理規約を整備する際にかかる費用の一部を補助することにより、分譲マンションの適正な管理運営を促進するとともに、あわせて良好な住環境の形成とコミュニティの充実を図っていくことを目的としています。

(概要)

- ・管理組合が区分所有者による協議により管理規約整備を実施する際に、費用の一部を市が補助します。
- ・整備完了後は、2年間、市へ管理規約に基づく管理運営状況の報告を行っていただきます。
  - ※ 分譲マンションとは:この事業では、5以上の区分所有者が存在する建物で、5以上の人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び付属施設等とします。
  - ※ 管理規約整備とは:区分所有者による協議により、管理規約を新たに作成又は改正しようとするものとします。

### 2. 補助対象となるマンション

次に掲げる全ての要件を満たす分譲マンションが対象です。

- ① 熊本市内に所在すること。
- ② 専門家(専門家が在る法人)と契約し、区分所有者で協議を行い、管理規約整備を行うこと。
- ③ 過去に本事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

### 3. 補助額

補助する金額は、管理規約整備にかかった費用の2分の1以内の額で、10万円を上限とします。

### 4. 注意事項

・申し込みをされる管理規約整備の内容が下記の内容であるときは、業務計画書等を審査の上、補助金交付の承諾とならない場合がありますのでご注意ください。

- ① 元号や期日など、日付等の変更のみであるもの。
- ② 語句の言い回しやかな・漢字の変更、誤字の修正、軽微な変更のみであるもの。
- ③ 法令、条例等に抵触の恐れがあるもの。
- ④ その他、今回の整備が本事業の目的に沿わないと判断されるもの。

・補助金交付承諾通知を受けた後、契約を締結し、補助事業に着手してください。  
(補助金交付承諾通知を受ける前に契約を締結した場合は、補助金が交付できませんのでご注意ください。)

※この事業は、熊本市分譲マンション管理規約整備支援事業補助金交付要綱に基づく事業です。  
※受付は先着順とし定員に達しましたら終了します。

熊本市

補助事業団体

専門家

step1

審査

・業務計画書  
・見積書  
作成依頼

申込必要書類  
提出※1

・見積書  
・業務計画書  
・専門的知識を  
有することが  
確認できる書類  
の提出

step2

補助金交付承諾  
通知

内容確認

契約締結 (補助金交付承諾通知を受けた後  
[規約整備開始] に契約を締結してください)

10日以内

着手時必要書類  
提出※2

step3

審査

規約整備完了

完了時必要書類  
提出(3/10まで)※3

step4

補助金額確定  
通知

内容確認

補助金交付請求時  
必要書類提出※4

step5

補助金の交付

管理運営状況  
報告書 (次年度  
より2年間提出)  
※5